

性犯罪における親告罪と非親告罪の類型について

第一百八十条 第一百七十六条から第一百七十八条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第一百七十六条若しくは第一百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

【親告罪】

- (準) 強制わいせつ (刑法第176条, 第178条第1項)
- (準) 強姦 (刑法第177条, 第178条第2項)
- ※ いずれも, 二人以上の者が現場において共同して犯したものを除く

【非親告罪】

〈死傷の結果を生じさせるもの〉

- (準) 強制わいせつ致死傷 (刑法第181条第1項)
- (準) 強姦致死傷 (刑法第181条第2項)
- 集団 (準) 強姦致死傷 (刑法第181条第3項)

〈集団によるもの〉

- (準) 強制わいせつ (刑法第176条, 第178条第1項)
- 集団 (準) 強姦 (刑法第177条, 刑法第178条の2)
- ※ いずれも, 二人以上の者が現場において共同して犯したものに限る